

# 同窓会会則

## 名称

第1条 本会は長岡看護福祉専門学校「向日葵」と称す。

## 所在地

第2条 本会は長岡市上富岡町1961-21に置く。

## 目的

第3条 本会は会員相互の連絡を密にして親睦と教育・資質の向上を図り、併せて母校の発展に寄与する事を目的とする。

## 同窓会会員

第4条 本会は長岡看護福祉専門学校「看護学科」及び「介護福祉学科」の卒業生を持って組織する。

## 同窓会役員

第5条 本会には以下の役員をおく。

- 〈1〉 会長 1名
- 〈2〉 副会長 2名
- 〈3〉 会計 2名
- 〈4〉 監査 2名
- 〈5〉 幹事 3学年つづきのクラス委員を幹事とする。〈ついては、2012年から介護福祉学科は10期生、11期生、12期生のクラス委員を幹事とする。看護学科は、7期生、8期生、9期生のクラス委員を幹事とする。〉
- 〈6〉 クラス委員 各学年1名〈複数のクラスのある学年は1クラスごとに1名〉

第6条 役員を選出は役員の2/3以上の賛成をもって可決される。

第7条 役員の仕事は以下のとおりとする。

- 〈1〉 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 〈2〉 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 〈3〉 会計は会に関わる収支を管理する。
- 〈4〉 監査は、会計や会の運営について監査する。
- 〈5〉 幹事は、3年毎に1回総会を開催する。
- 〈6〉 クラス委員は、各クラスの連絡・調整を行う。

第8条 任期は以下のとおりとする。なお幹事と会長以外のその他の役員の仕事交代は毎年交互に行うこととする。

- 〈1〉 会長 3年
- 〈2〉 その他 2年

第9条 役員に欠員が生じた際はこれを補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第10条 本会の活動期間、会議は以下のとおりとする。

- 〈1〉 評議会は、会長、副会長、会計、監査、及び幹事をもって構成し、3年に1回開催する。ただし、必要に応じて開催することが出来る。
- 〈2〉 役員会は、決議機関で会長、副会長、会計、監査、幹事、及びクラス委員をもって構成し、毎年行う。
- 〈3〉 研修会、会合を開催する。

第11条 本会の会計は会費、その他の収入を持って行う。会費は所定の額を入会の際に納入する。

第12条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

第13条 本会の会計は役員会及び評議会において決算報告をする。

第14条 会費は終身会費として金3,000円を入金の際に納入する。

附則 本会則は2012年1月から実施する。